

三田市手数料条例新旧対照表

現行		改正案															
第1条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(28) 省略 (28)の2 <u>宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事の許可申請手数料</u>		第1条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(28) 省略 (28)の2 <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号) 附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事の許可申請手数料</u>															
<table border="1"> <tr> <td>切土又は盛土をする土地の面積</td> <td>手数料の額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> </table>		切土又は盛土をする土地の面積	手数料の額	省略		<table border="1"> <tr> <td>切土又は盛土をする土地の面積</td> <td>手数料の額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> </table>		切土又は盛土をする土地の面積	手数料の額	省略							
切土又は盛土をする土地の面積	手数料の額																
省略																	
切土又は盛土をする土地の面積	手数料の額																
省略																	
(28)の3 <u>宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の変更許可申請手数料</u>		(28)の3 <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(以下次号において「法」という。)第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の変更許可申請手数料</u>															
ア～イ 省略 (28)の4 <u>宅地造成等規制法第8条第1項の規定に適合していることを証する宅地造成工事許可証明の交付手数料 1枚につき400円</u>		ア～イ 省略 (28)の4 <u>法第8条第1項の規定に適合していることを証する宅地造成工事許可証明の交付手数料 1枚につき400円</u>															
(28)の5～(30)の8 省略		(28)の5～(30)の8 省略															
(30)の9 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号において「法」という。)に関する手数料		(30)の9 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号において「法」という。)に関する手数料															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</td> <td>法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下この号における部分</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>一戸建ての住宅(住戸の数が1の住宅以外(以下この号に供する部分</td> <td>住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(以下この号において「性能評価書」という。)が添付</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区分	手数料の額	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下この号における部分	省略	一戸建ての住宅(住戸の数が1の住宅以外(以下この号に供する部分	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(以下この号において「性能評価書」という。)が添付	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</td> <td>法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下この号における部分</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>一戸建ての住宅(住戸の数が1の住宅以外(以下この号に供する部分</td> <td>住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書で、住宅性能評価書が添付されている場合</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区分	手数料の額	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下この号における部分	省略	一戸建ての住宅(住戸の数が1の住宅以外(以下この号に供する部分	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書で、住宅性能評価書が添付されている場合
名称	区分	手数料の額															
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下この号における部分	省略															
	一戸建ての住宅(住戸の数が1の住宅以外(以下この号に供する部分	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(以下この号において「性能評価書」という。)が添付															
名称	区分	手数料の額															
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下この号における部分	省略															
	一戸建ての住宅(住戸の数が1の住宅以外(以下この号に供する部分	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書で、住宅性能評価書が添付されている場合															

い てを有し 「新築 等 計 画」と いう。)以 下の認 定の申 請に対 する審 査	されていないも のをい う。以 下の認 定の申 請に対 する審 査	されている場 合	省略	
	建築物 (一戸 建ての 住宅で あるも のを除 く。以 下この 号にお いて同 じ。)全 体に係 る新築 等計画 である 場合 (住宅 の用に 供する 部分 (以下 この号 におい て「住	適合証が添付 されている場 合	床面積の合計が300平 方メートル未満のもの	12,000円
			床面積の合計が300平 方メートル以上2,000 平方メートル未満のも の	28,000円
			床面積の合計が2,000 平方メートル以上5,00 0平方メートル未満の もの	67,000円
			床面積の合計が5,000 平方メートル以上10,0 00平方メートル未満の もの	104,000円
			床面積の合計が10,000 平方メートル以上25,0 00平方メートル未満の もの	168,000円
			床面積の合計が25,000 平方メートル以上50,0 00平方メートル未満の もの	238,000円
			床面積の合計が50,000 平方メートル以上のも	373,000円

い てを有し 「新築 等 計 画」と いう。)以 下の認 定の申 請に対 する審 査	されていないも のをい う。以 下の認 定の申 請に対 する審 査	されている場 合	省略	
	一戸建 ての住 宅以外 の建築 物に係 る新築 等計画 である 場合 (住宅 の用に 供する 部分 (以下 この号 におい て「住 宅部 分」と いう。)に 限る。)	適合証が添付 されている場 合	床面積の合計が300平 方メートル未満のもの	12,000円
			床面積の合計が300平 方メートル以上2,000 平方メートル未満のも の	28,000円
			床面積の合計が2,000 平方メートル以上5,00 0平方メートル未満の もの	67,000円
			床面積の合計が5,000 平方メートル以上10,0 00平方メートル未満の もの	104,000円
			床面積の合計が10,000 平方メートル以上25,0 00平方メートル未満の もの	168,000円
			床面積の合計が25,000 平方メートル以上50,0 00平方メートル未満の もの	238,000円
			床面積の合計が50,000 平方メートル以上のも	373,000円

宅部分」という。)に限る。)	の					全ての住戸が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この号において「省令」という。)第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による場合	の	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円
						床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円		
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	125,000円		
						床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	178,000円		
						床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	322,000円		
						床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	520,000円		
						床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	915,000円		
						省略			
						省略			
						建築物	省略	省略	省略
全体に係る新築等計画である場合(住宅部分以外の部	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)第1条第1項第	省略							
一戸建ての住宅以外の建築物に係る新築等計画である場合	省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による場合								

	分に限る。)	1号口に規定する基準による場合	省略
低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	新築等計画に係る住戸又は建築物の変更しようとする部分の床面積(建築物のエネルギー使用の効率性その他の性能を算出する方法の変更を伴う場合にあつては、変更後の方法で評価される住戸又は建築物の部分の床面積を含む。以下この号において同じ。)	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料
軽微変更該当証明申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下この号において「施行規則」という。)第46条の2の規定に基づく新築等計画の変更が施行規則第44条に規定する軽微な変更にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額とする。	新築等計画に係る住戸又は建築物の変更した部分の床面積に及び、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の部に定める金額に相当する額	軽微変更該当証明申請手数料

備考

ア 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 新築等計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

	(住宅部分以外の部分に限る。)		省略
低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	新築等計画に係る建築物の変更しようとする部分の床面積(建築物のエネルギー使用の効率性その他の性能を算出する方法の変更を伴う場合にあつては、変更後の方法で評価される建築物の部分の床面積を含む。以下この号において同じ。)	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料
軽微変更該当証明申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下この号において「施行規則」という。)第46条の2の規定に基づく新築等計画の変更が施行規則第44条に規定する軽微な変更にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額とする。	新築等計画に係る建築物の変更した部分の床面積に及び、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の部に定める金額に相当する額	軽微変更該当証明申請手数料

備考

新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

ア 新築等計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

イ 新築等計画の認定の申請及び法第55条第1項の規定に基づく変更認定の申請において、設計一次エネルギー消費量を建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第109号)2—3(2)ロに定める方法により算出した場合、手数料算定に係る床面積の合計は、共用部分を除いた床面積の合計とする。

(30)の10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この号において「法」という。)に関する手数料

名称	区分	手数料の額
省略		
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号において「性能向上計画」という。)の認定の申請に対する審査	省略
	その他住宅建築物に係る性能向上計画がある場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの 37,000円 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 42,000円

イ 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この号において「法」という。)に関する手数料

名称	区分	手数料の額
省略		
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号において「性能向上計画」という。)の認定の申請に対する審査	省略
	その他住宅建築物に係る性能向上計画がある場合	省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下この号において「誘導仕様基準」という。)による場合 床面積の合計が20平方メートル未満のもの 20,000円
	その他の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの 37,000円 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 42,000円





			方メートル未満のもの				平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円	
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	604,000円			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	604,000円	
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円	
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円	
	非住宅建築物分又は複合建築物に係	住宅部				非住宅建築物又は複合建築物に係	全ての住戸が誘導仕様基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	37,000円







				平方メートル未満のもの	
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	604,000円
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円
省略					
省略					
建築物	法第41条第1項の規定に基づく建築エネルギー消費性能基準に適合認定申請手数料	その他住宅建築物に係る場合	住宅建築物に係る場合	一戸建て住宅の場合	省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に規定する基準(以下この号にお

				平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	604,000円
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円
省略					
省略					
建築物	法第41条第1項の規定に基づく建築エネルギー消費性能基準に適合認定申請手数料	その他住宅建築物に係る場合	住宅建築物に係る場合	一戸建て住宅の場合	省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下この号において

合している旨の認定申請（以下この号において「基準適合認定申請」という。）に対する審査

		いて「モデル住宅基準」という。）又は同号イ(3)及びロ(3)に規定する基準（以下この号において「仕様基準」という。）による場合	
			省略
共同住宅等の場合	全住戸が省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)に規定する基準（以下この号において「モデル共同住宅基準」という。）又は仕様基準による場合		省略
			省略
非住宅	住宅部	全住戸が	省略

合している旨の認定申請（以下この号において「基準適合認定申請」という。）に対する審査

		「モデル住宅基準」という。）又は同号イ(3)及びロ(3)に規定する基準（以下この号において「仕様基準」という。）による場合	
			省略
共同住宅等の場合	全住戸がモデル住宅基準又は仕様基準による場合		省略
			省略
非住宅	住宅部	全住戸が	省略

		建築物分 又は複 合建築 物に係 る基準 適合認 定申請 である 場合	モデル住 宅基準に よる場 合、モデ ル共同住 宅基準に よる場合 又は仕様 基準によ る場合	
				省略
				省略

備考 省略

(31)～(38) 省略

(39)～(42) 省略

(43) 建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可申請手数料 160,000円

(44)～(45)の4 省略

(46)～(58)の3 省略

(59) 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料 次に掲げる建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。)の数の区分に応じ、当該定める額とする。

ア～イ 省略

(59)の2 建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料 次に掲げる建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。)の数の区分に応じ、当該定める額とする。

ア～イ 省略

(59)の3 建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料 次に掲げる建築物(一敷地内許可建築物を

		建築物分 又は複 合建築 物に係 る基準 適合認 定申請 である 場合	モデル住 宅基準又 は仕様基 準による 場合	
				省略
				省略

備考 省略

(31)～(38) 省略

(38)の2 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく容積率に関する特例認定申請手数料 27,000円

(39)～(42) 省略

(43) 建築基準法第55条第3項又は第4項各号の規定に基づく建築物の高さの許可申請手数料 160,000円

(44)～(45)の4 省略

(45)の5 建築基準法第58条第2項の規定に基づく高度地区内における建築物の高さに関する特例許可申請手数料 160,000円

(46)～(58)の3 省略

(59) 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく建築物の建築認定申請手数料 次に掲げる建築物の数の区分に応じ、当該定める額とする。

ア～イ 省略

(59)の2 建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料 次に掲げる建築物の数の区分に応じ、当該定める額とする。

ア～イ 省略

(59)の3 建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく建築物の建築許可申請手数料 次に掲げる建築物の数の区分に応じ、当該定める額とする。

除く。以下この号において同じ。）の数の区分に応じ、当該定める額とする。

ア～イ 省略

以下省略

ア～イ 省略

以下省略